



学長権限をけん制 学長選考会議を学長・監察会議にするなど

国立大学法人法の一部改正案が国会で審議

現在、国会では国立大学法人法の改定審議が進められています。法人化されて以降、これまで強められてきた学長権限をけん制するとして、学長選考会議を学長・監察会議にすることなどが含まれています。この改定では、各大学に常勤監事を配置し、文科省主導で作られる中期計画の進捗事業をチェックすることにより、国主導の大学改革体制が強化される方向です。危機感を持った「大学の自治の回復を求める会」が4月19日15時半から1時間半、国会の院内集会「緊急オンライン院内集会：国立大学はどこへ行く？ ―国立大学法人法改正案の問題点を考える―」をオンラインで開きました。

集会では、最初に「国立大学の現場からの声」として、北海道大学を含め7つの大学から学内で進行している学長の選任、解任に関わる問題を中心に報告がありました。その後「国立大学法人法改正案のねらいを読み解く」では2つの報告「学長監視をめぐる問題」(京大・駒込武氏)、「中期目標・中期計画をめぐる問題」(北大・光本滋氏)がありました。この間、多くの大学で学長(総長)の権限が強化されるとともに、学外から大学をコントロールする仕組みが着々と作られているようすが

伺えました。その視点からすると、総長自身が解任された北大は異色と見ることもできるのではないのでしょうか。学長すら選考会議などの意に添わなければ解任されてしまうということが分かったわけです。

国立大学法人法の改定は衆議院を通り、5月12日現在、参議院の文教科学委員会で議論されていますが、衆議院の附帯決議とともに、参議院でも「国立大学法人法の一部改正案に関する請願書」を提出し、



議事録として反対意見があることを後に残す取り組みが進められています。5月11日の参考人質疑の後にはネット署名「学長

選考会議の権限強化に反対します―これ以上、大学を壊さないでください!」が文部科学省に提出されました。なし崩し的に大学の自治が壊されていることを止めるには、大学で働き、学ぶ全ての人の共同が欠かせません。今後も粘り強く取り組んでいきましょう。

(執行委員長 山形)

国会で国立大学法人法「改正」を批判

4 月 20 日、衆議院文部科学委員会に参考人として出席し、議案となっている「国立大学法人法の一部を改正する法律案」に関する意見陳述と質疑応答を行ってきました。

「改正」(実際は改悪)の中心的な内容は、①各国立大学法人に、中期計画に中期目標の達成に関する「評価指標」を書くことを義務づけ、②監事には、学長に「評価指標」を含め法令違反等があった場合、「学長選考・監察会議」(学長選考会議から名称を変更)に報告することを義務づけ、③学長選考会議は②の報告を受けたとき学長に職務の執行状況について報告を求めることができるようにする、というものです。これらを通じて、学長に対する監視体制を構築することにより、政府が与える目標を確実に達成することがねらいです。

文科省はすでに、第 4 期中期目標(期間: 2022 年度～2027 年度)の策定に向けて、「中期目標の大綱」の素案を大学に対して示し、この中から項目を選んで中期目標の原案を組み立てるよう指示しています。項目の中には必ず選ばなければならないものもあります。各項目の内容は相当詳しく書かれており、政府の政策と結びつけられています。

文科大臣は中期目標の達成状況を評価し、大学の研究・教育組織を改廃する行政権限を



法案の問題点を指摘する寄稿者

(2021 年 4 月 20 日衆議院文教科学委員会)

持っています。このため、中期目標の内容を自律的に決定すること

は、大学における学問の自由を守るために不可欠です。政府が中期目標・中期計画の内容を統制し、かつ学長選考会議につけくわえる「監察」権限により徹底しようとしていることは重大な問題をはらんでいます。改正法案は廃案にされねばなりません。

ただし、法案が廃案になったとしても、現在国立大学に起きている組織運営上の問題がなくなるわけではありません。現在文科省が行っている中期目標の原案作成への介入は、過去にも繰り返されてきたからです。法案の是非にとどまらず、国立大学に対して政府が行っているさまざまな支配の不当性を明らかにする必要があります。

持ち時間が 1 人 15 分と限られているため、意見陳述は、中期目標の原案作成の問題にほぼ絞らざるを得ませんでした。とはいえ、これまで国会で取り上げられることのなかった、中期目標の原案作成に関する文科省の介入の実態を明らかにする機会となったことは貴重でした。さらに、下村文科大臣のいわゆる「文系廃止」の決定(2015 年)も根源は同じであることを指摘、批判できました(与党席からのヤジもなく痛快でした)。

成立を阻むことは困難かも知れませんが、法案の内容や関連する行政の問題を明確にできたことは成果でした。陳述した意見は、衆参の委員会における審議にも生かされています。大学においても、この間起きている組織運営のさまざまな問題を学長選考会議や学長が政府の支配を受けてきたことと繋げてとらえ、克服の方向を探っていく必要があります。

(光本 滋 教育学部助教)



←こちらから 4 月 20 日の衆議院文教科学委員会審議の映像を見ることができます。



※各地の大学の動向については「大学の自治の回復を求める会」の情報が参考になります。

団体交渉に向けて

前回（No941）報告しましたように、2021 年団体交渉は、大きく言えば「ゼロ回答」でした。取り上げた要求項目について、継続的に粘り強く団体交渉を行う必要があります。ただ、いくつか要求項目は、早急に対応をした方がよいと判断できるものもあります。そこで、その点について、別個、団体交渉を行う予定です。具体的には、大きく以下の 2 点について団体交渉を行いたいと思います。ご意見、お寄せください。

(1)新型コロナウイルス感染症への対応に関する労働環境の整備

- ① 病院職員に関して、コロナ対応に関する報奨金制度にとどまらず、手当を創設するよう要求する。
- ② 在宅勤務に関して手当などの就業規則を整備することを要求する。

⇒ 今年度の動向を見れば、コロナ対応は、短期的なものにとどまらない。そこで、①について報奨金ではなく手当を創設することが妥当である。②については、通信回線費と光熱水費を就業規則に定めることなく労働者負担としている違法状況にある。

(2)新年俸制について

4 月 23 日開催の部局長等連絡会議においてアナウンスがあった新年俸制について、以下の回答を求める。

- ① 就業規則の変更に該当するものなのか、そうではないのか、執行部ではどのように判断しているのか。見解とともに、その見解の根拠を明示することを要求する。
- ② これは、不利益変更にあたると考えられる。その点について、執行部ではどのように判断しているのか。見解とともに、その見解の根拠を明示することを要求する。

⇒ 4 月 23 日開催の部局長等連絡会議においてアナウンスがあった新年俸制は、労働者の不利益変更に該当する可能性が高いものと考えられます。そこで、そうした制度案について、執行部の見識を問う必要があります。

寒冷地手当と病休が争点に一札幌地裁郵政 20 条裁判

非正規職員の待遇改善を求める郵政 20 条裁判は全国で争われており、2020 年 10 月 15 日の最高裁判決で住居手当、扶養手当、年末年始手当、年始の祝日給、夏期冬期休暇、有給の病気休暇の支給の勝利判決を勝ち取りました。長崎では最高裁の判断に沿って 3 月 30 日に和解が成立し、扶養手当や住居手当などの各種手当を支払うほか、「期間雇用社員の待遇改善に真摯に努めることを表明する」ことも合意されています。

札幌では郵政が提示した和解条件①有給の病気休暇・扶養手当は 5 年以下勤務には払わない、②寒冷地手当は最高裁で判断されていない、③一部のみの和解には不可、などで和解できません。4 月 28 日の札幌地裁では、寒冷地手当と病気休暇の日数（有給 10 日）に絞って反論を出しましたが、裁判長が変わったこと、郵政側からの反論作成の日程確保のため、次回口頭弁論は 7 月 7 日に行われることになりました。





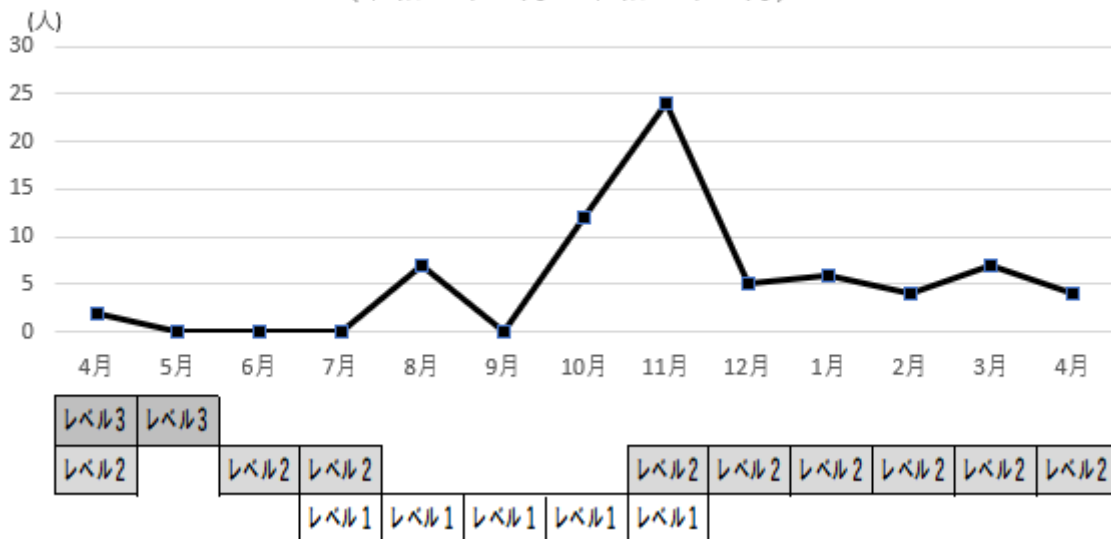
北海道大学でも「コロナ慣れ」は起きつつあるだろうか？

このコラムを書いている 5 月 13 日（木）に、北海道の 1 日あたり感染者が過去最高の 712 名を記録しましたが、北大では学内の行動指針レベルは引き続き「レベル 2」であり、まん延防止等重点措置が求める「出勤者数の 7 割削減」は「業務運用に支障が生じない」範囲でしか認めないとした 5 月 10 日付けの通知を維持しています。こういう通知を見て疑問を持ったので調べてみたのが下記の図です。

北大でも「第 3 波」が発生した 11 月以降は感染者数が毎月一定数発生し、今は既に「第 4 波」を迎えていると言われていますが、行動指針は「レベル 2」のままです。

今回の「第 4 波」は飲食店でのクラスター件数が低いにも関わらず全体の感染者数が増加しているという報道もあり、そうすると今度は職場における感染防止が相対的に重要なはず。「第 1 波」が出た昨年 4 月には速やかに「レベル 3」を発令していた北大も、今では「業務運用に支障が生じない」限りでしか市町村が求める感染防止に協力しないという姿勢を持っており、やはり「コロナ慣れ」は組織全体としても起きているようです。（執行委員 岡坂）

北海道大学の月別陽性者数（公表分）と学内行動指針レベル
（令和 2 年 4 月～令和 3 年 4 月）



衆議院道 2 区補選で松木氏圧勝

道労連は衆議院北海道 2 区補欠選挙で、民と野党の統一候補である立憲民主党の松木けんこう氏を支援を決定してとりくんできました。4 月 25 日の投票結果は、松木氏が次点の候補に大差をつけて勝利しました。

道労連は、労働者の要求実現のために、市民と野党の共闘で勝利した 2 区補選の流れを総選挙に引き継ぎ、広範な道民と力を合わせて「カネは届くが労働者の声は届かない政治」から、「現場の声が届く政治」に転換すべく全力をあげる決意を表明しています。

北海道でコロナ感染者最多更新

新型コロナウイルスの感染者が増加し、5 月 7 日から「まん延防止等重点措置」がとられています。9 日に北海道で初めて 500 人を超え、12 日には北海道で 529 人、札幌市で 352 人、13 日には北海道で 712 人、札幌市だけで 499 人となり、ついに 5 月 14 日に緊急事態宣言の対象となりました。

PCR 検査も進まず、ワクチン接種も医療・介護関係者にもいきわたらず、75 才以上高齢者を対象に始まりましたが、混乱は起きています。政府のコロナ対策の無為無策のため終わりが見えません。オリンピック？！

職場紹介

街の中にオアシス 植物園

北大植物園は札幌駅から歩いて約 10 分という場所にありながら、広さ 13.3ha の園内にはシンボルのハルニシの巨木が立ち、一部ではうっそうとした林も残されていて、明治以前の古き札幌の姿が残されています。また、北海道の自生植物を中心に約 4000 種類の植物が育成されており、春にはキバナノアマナやエゾエンゴサクなどの可憐な花々を、秋には様々なカエデをはじめとする落葉広葉樹の色鮮やかな紅葉を楽しむことができます。そのほか博物館や北方民族資料室では、北海道の開拓や先住民族の生活・文化に関する貴重な資料を見ることが出来ます。

植物学の教育・研究を目的に設置された北海道大学の施設ですが、広く一般にも公開され、多くの市民に親しまれています。

しかし、2020 年から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、換気が出来ない一部の施設を閉館し、また来園者の方にもマスク着用、手指消毒などをお願いして開園している状況です。来園を予定、希望している方がおられましたら、ご理解・ご協力の上お越し下さい。

北大職員証提示で入園料 420 円が無料となります。



コロナ禍だからこそ団結して命と雇用を守ろう

5 月 1 日第 92 回メーデー北海道集会はオンラインで開催される



道労連 HP

道労連などでつくる第 92 回メーデー北海道集会実行委員会は 1 日、インターネットで動画を配信し、全道の職場と地域から画像や動画メッセージを発信して、メーデーを開催しました。

三上友衛実行委員長（道労連議長）は、札幌の病床使用率が 8 割、医療体制が逼迫（ひっばく）しているのに「政府、北海道の対策は驚くほど何もない」と強く批判。「改憲、原発再稼働、消費税増税、年金引き下げ、米軍基地建設を強行する政治を変え、総選挙で政権交代を実現しよう」と呼びかけました。

「VOICE～わたしの要求」では、「子育て緊急事態アクションを起こし、コロナ休業補償の個人申請を勝ち取った」（青年ユニオン）「学校に返却不要の生理用品の設置を要請

した」（新婦人道本部）、「コロナ禍において抜本的で十分な政策が取られないため『100 日後に一揆する看護師』プロジェクトを立ち上げ、定期 PCR 検査を求める（道医労連）などからメッセージがありました。

今年の新たな企画の「フォトコンテスト～希望・喜びの瞬間」は道内各地の組合からの写真はとても仲間を感じさせてくれるものでした。「マスク de アピール」のグランプリの写真はいかがですか。両方のグランプリには iPad が副賞として贈呈されました。



名和前総長解任関連訴訟の経緯とこれからの争点

名和前総長解任に関する訴訟は、情報不開示決定取消訴訟も解任取消訴訟も被告北大の答弁を待っている段階になっています。そこで今回はこれらの訴訟の経緯とこれからの争点について紹介します。情報不開示決定取消訴訟で明らかになった現時点での大きな問題点として、北大のハラスメント防止規定に基づき設置された相談室や対策室に前総長の行為についての相談受付や事実認定に関する文書が一切存在しないことが挙げられます。北大の代理人は文書の不存在を回答する前に存否応答拒否をしており、一連の隠ぺい体質が北大の心証をますます悪化させていると言わざるを得ません。文部科学省もこのような文書が存在しないにもかかわらず解任を決定したことになります。解任の根拠となる調査報告書の添付資料も現時点では全面不開示ですが、正当な不開示理由がない限りは今後開示されるものと思われます。

解任取消訴訟に関しては、次回期日で被告国と北大の反論が出揃い、本格的な論戦が始まります。当然解任の理由となった前総長の非違行為の存否も大きな争点ですが、北大職組は解任の経緯についても注目しています。北大職組は、文部科学省が総長解任を決定した後、笠原前総長代行や石山総長選考会議議長に対して解任の経緯に関する質問状を2回提出しています。これらの質問に関しては回答を得ていますが、前総長の主張と大きく食い違っています。30件を超える前総長の非違行為の情報がどのように収集されたのか？2018年9月下旬に石山議長が前総長に辞任を迫ったのか否か？これらの疑問は、今後開示される文書と関係者への尋問によって明らかになるでしょう。

解任取消訴訟の**次回期日は6月14日（月）14時**から、情報不開示決定取消訴訟の次回期日は**7月16日（金）11時**から、どちらも札幌地裁 805 号法廷で行われます。多くの関係者の傍聴をお願い致します。また、総長解任問題の情報は北大職組のホームページにまとめていますので、事前に確認して頂ければ争点の理解の手助けになるかと存じます。

<行事予定> 詳細はホームページの「諸団体の行事」をご覧ください。

- 5/22 オンライン連続学習会「コロナ禍でのメンタルヘルス対応」 15:30~17:00
- 5/24 執行委員会
- 6/5-6 第29回パート・非正規ではたらくなかまの全国集会(愛知)
- 6/7 執行委員会
- 6/14 北大総長解任取消訴訟 14:00~札幌地裁 8 階 終了後報告会予定

教職員共済 安心ひろがる充実のラインナップ

総合共済	月額 900 円で 12 種類の共済金
レスキュースリー	自転車事故を含むけがや賠償事故に対応
火災共済	葛西や風水雪害による損害を補償
トリプルガード	死亡・障害・入院・手術を保障
自動車共済	安い保険料、公務中事故は等級ダウンなし
車両共済	自車の損害をカバー
新・終身共済	死亡・高度障害を一生保障
年金共済	掛け金を積立退職後に年金で受け取る

オンライン連続講座第 1 回

日時: 5 月 22 日(土) 15:30~17:00

会場: Zoom 又は北海道労働センター3階

(札幌市東区北 9 条東 1 丁目)

講演: 「コロナ禍でのメンタルヘルス対応」

講師: 田村 修医師(勤医協中央病院)

参加申し込み先: [こちら](#) →

主催: 働く人びとのいのちと

健康をまもる北海道センター

